

(案)

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金の改正について、それぞれ下記のとおりの結論とする。

記

1. 全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「245,150円」を「246,150円」に、ただし書の職員「228,700円」を「229,700円」に、部員「186,550円」を「187,550円」に、ただし書の海上経歴 3 年未満の部員「177,250円」を「178,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

〔要望事項〕

航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたい。

2. 海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（事務部職員を除く。）「242,050円」を「243,050円」に、事務部職員「187,950円」を「188,950円」に、部員「180,600円」を「181,600円」にそれぞれ改正することが適当である。